

中園 裕著

『新聞検閲制度運用論』

高橋 博子

戦争とメディアの関係は、検閲制度が顕在化していなくても、現在も複雑な相互関係がある。二〇〇一年九月一日のいわゆる「同時多発テロ」が起こった時、私は成田発シカゴ行のユナイテッドの機上にいた。機長から次のような放送があった。「全米の空港が閉鎖されたため、近くの空港に不時着します。」それ以外の説明はなかった。アラスカのフェアバンクス空港に着地し、空港のテレビで初めてワールド・トレード・センターが崩壊する様子を見た。その後一週間にわたってずっと米国のテレビ放送を見てきたが、「テロリストをかくまう国」をブッシュ大統領が早速非難したのを皮切りに、戦争を当然のごとく始める論調となり、反戦集会に関するニュースも、議会で戦争に反対投票した議員に関するニュースも、映像ではなく、画面のはしに出る文字放送でしか取り上げられていなかった。一週間後に日本に帰国後、米国よりは多様な報道は流れてはいたが、やはり同時多発テロによって時代が変わったかのような論調が目立っていた。その後戦争を肯定する論調がメディアを支配する一方、反戦や戦争の実相を示す情報がなかなか届きにくい状況となったのは、戦争の全体像をとらえようと意識してきた人たちの間では周知の通りである。

このように国家が戦争を開始する時、あるいは協力する時、マス・メ

メディアに囲まれた市民はきわめて限られた情報の中で戦争ムードへと取り込まれていく。そのような国家・メディア・市民の関係が顕著であった先例こそが戦前・戦時中の日本であるが、中園裕『新聞検閲制度運用論』は検閲資料を丁寧に紐解き、その時代の国家・メディアの関係を詳細に明らかにした。

本書は、昭和戦前・戦中期の戦争と検閲制度との関連を制度的・構造的に明らかにした初めての概説書である。また、メディアが弾圧された側面を強調した論調・研究は多いが、本書の特色はメディア側の責任を実証的に明らかにしているところである。

検閲を体験した出版・報道関係者は、戦後「メディアに対する官憲当局の弾圧ぶりを暴露するような勢いで数多く刊行された。」しかし、戦時下には「なにも書けなかった」イメージが先行したことに對して著者は疑問を投げかける。「本書では加害者としての官憲と、被害者としての出版報道界という二極対立史観の克服を意図したい」として、双方の相互関係を重視する。とりわけ戦争にあたって官憲は新聞の報道統制によつて戦争のために積極的に利用する一方で、報道機関であると同時に営利団体であつた新聞も、戦争とともに成長し発展していった側面を重視している。

第一章 平時の新聞検閲Ⅱ国内治安の維持Ⅱ

第一章では、一九〇九年に成立した新聞紙法の適用された最初の時代、すなわち「皇室の尊厳を冒瀆する記事」と「左翼勢力による体制批判」

に對して国内治安の維持を目的とした検閲が行われた時期を取り上げている。その背景として、従来の新聞が政党機關紙的であつたのに対して、第一次世界大戦を契機として、大衆に与える影響力が大きくなつたことを指摘している。この時代に新聞自体は政府との対立よりも利益を追求するようになってゆく一方で、とりわけ関東大震災を通して検閲対象事項が整備されていったことが詳細に検討されている。

第二章 満州事変期の新聞検閲Ⅱ対外關係への配慮Ⅱ

第二章では検閲制度により、地方紙よりも大手全国紙が有利な立場になつてゆくしくみが説明されている。例えば、中国人を買収して日本人僧侶を殺害した関東軍の謀略をきっかけに引き起こされた一九三二年の上海事變のさいの陸海軍派兵について、大手全国紙は一九三二年二月二日朝刊に掲載しているながら、発禁処分にはならなかつた。それは「差止通達前印刷のものは概ね不問に付するのが通例」であつたからである。

それに対して多くの地方紙は発禁処分にあつた。また、この頃の「命令検閲」は電報によつて行われたが、場所によつては伝達速度に偏りがあつた。その一方で大手全国紙の通信技術は検閲当局よりも優れたものであつた。また大手全国紙の場合は、版を多数刷るため、以降の版で簡単に検閲対象となつた部分を削除できた。「発禁処分は地方紙に圧倒的に多く、逆に注意処分は大手全国紙に多い」こととなつた。大新聞の発禁処分はめつたにないことを検閲当局も証言しているように、大手全国紙は「検閲制度の非合理性によつて、有利な記事展開をできた」のである。

第三章 非常時の新聞検閲Ⅱ思想統制への介入Ⅱ

第三章では満州事変前後から日中戦争に至る時代を対象とし、検閲の対象が国内問題から「非常時」としての対外関係へと幅を広げてゆく様子を詳述している。とりわけ「非常時下」の新聞が自己規制を強化していったことを論じている。

第四章 日中戦争期の新聞検閲Ⅱ新聞編集への容喙Ⅱ

日中戦争における日本軍の残虐行為の典型である南京大虐殺については、日本国内ではほとんど報道されなかった。この件に関して陸軍省令が出ていたが、「自分の内国交に影響を及ぼすことあるべき事項にして、外務大臣より示達せられたるものを之を新聞紙に掲載することを禁ず」という外務省令が出て、新聞各紙は南京大虐殺に関する記事を自粛していった。それは新聞社側が具体的な指示に応じてではなく、「国交に悪影響を及ぼす」記事として、自己規制していったからである。さらに海外からの日本軍の残虐行為を掲載した報道も規制され、南京大虐殺に関する情報をめぐる内外の差は大きなものとなった。

第五章 太平洋戦争期の新聞検閲Ⅱ大東亜共栄圏の正当化Ⅱ

一九四〇年、内閣情報局が設立され、新聞紙法の下での「命令検閲」

が強化され、権限が内務大臣から総理大臣に移行した。インド独立運動についての検閲について、著者は、「諸国の独立が日本によって成立するなど、日本の恩義や庇護を押しつける印象を与える記事や、中心国家は日本であり、他の諸国は衛星・従属国家の印象を与える記事などが取締対象となっている」と指摘した上で「大東亜共栄圏構想に関する検閲の対象事項は、大東亜共栄圏の本質と実態そのものであり、その本質や実態を暴露しないことに検閲の目的があったのである」と述べているように、いかに検閲が報道の「歪曲」をふせぐためではなく、本質や実態を隠すために使用されていたのかが理解できる。

第六章 敗戦前後の新聞検閲Ⅱ反戦・厭戦・反軍記事の封印Ⅱ

第六章では一九四五年前後までを検討している。「敗戦事実の隠蔽と秩序ある終戦を迎える方策」として、綿密なシナリオに基づいて天皇のラジオ放送及び新聞報道がなされたことを論じている。

最後にこれからの研究に向けての本書の意義を述べておきたい。第六章において著者が「GHQが検閲を開始したことで、日本の検閲制度は形を変えてGHQに引き継がれた側面も強いのではないだろうか」と述べるように、私も検閲する側とされる側との相互関係は、戦前・戦時中と基本的に変わらないように思う。具体的な例をあげると、大手全国紙の一つである朝日新聞は鳩山一郎の「原爆は国際法違反」とする記事を掲載した直後に発禁処分を受け、同時期にプレスコードが発令された。

それ以降、占領期間中、放射線の深刻さや広島・長崎の被爆した人々を映した悲惨な写真など、原爆が国際法違反であることを示す証拠となるような報道は一切姿を消す。「民主化、非軍事化」のために果たした占領政策の役割について総合的に評価する必要があるが、それでもなお、無難な報道をすることに慣れすぎた新聞社側の守勢的立場を視野に含めて、占領期の報道そのものを検証していくことが今後の研究として重要になってくるのではないだろうか。戦後との関連性を検証するような研究を著者の今後に期待したい。また、戦後史研究を行っている研究者にとっても、本書によってメディア界の連続・非連続性についての議論が深まることであろうし、現在のメディアの状況について洞察するための必読の書となろう。

戦前・戦中は検閲制度があつたがために、どのような情報をいつ、どのように検閲したのか、資料を通して知ることができるが、現在は検閲制度は制度的にはないため、報道を規制しようとする側とされる側との相互関係を示す資料は残りにくい。しかし、「検閲」という手段ではないが、予算措置や報道機関に対する便宜といったさらに目に見えない形で、「タブー」について取り上げようとする報道機関に対して圧力が加かっているのではないだろうか。また報道機関の側も利潤を追求する中で、社会に伝えなければならないという思いで取材している記者の記事を、「自粛」して掲載していかないのではないだろうか。戦前・戦中・占領期を通して、検閲する側とされる側との関係はいわば「洗練」され続けたので、「検閲制度」を使用しなくても、とりわけ大手新聞社と権力者側との関係は「成熟」したものになっていることは充分考えられるか

らである。だとしたら、今日生きる私たちも、本書で取り上げた時期に生きた人々のように、限られた情報のもとに戦争への精神的な準備をしている恐れがあり、「新聞検閲制度運用論」は決して過去の問題ではないのである。

(A5判、四四二頁、清文堂出版、二〇〇六年六月、価格一万円十税)

(たかはし・ひろこ 広島市立大学広島平和研究所助手)